

千葉県強い農業づくり交付金等交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するため、千葉県強い農業づくり交付金等実施要領(平成18年5月1日付け生振第124号)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき市町村及び県施策を推進する団体(以下「市町村等」という。)に対し交付金等を交付する。

(交付金の種別)

第2条 前条に規定する交付金の種別は、別表1に定めるところによる。

(経費及び補助率)

第3条 第1条に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、交付の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による交付金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県強い農業づくり交付金等交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該交付金に係る

仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 1 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表2に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 2 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 4 その他知事が必要と認める事項。

（承認等の手続）

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県強い農業づくり交付金等変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第3号の規定による報告をする場合は、千葉強い農業づくり交付金等事業遅延届（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、交付金の決定に係る年度の12月31日現在で作成した千葉県強い農業づくり交付金等遂行状況報告書（別記第4号様式）を当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して一カ月を経過した日又は交付金の交付の決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い期日までに千葉県強い農業づくり交付金等実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（交付の請求）

第9条 規則第15条の規定により交付金の交付の請求をしようとするときは、千葉県強い農業づくり交付金等交付請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 規則第16条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、千葉県強い農業づくり交付金等概算払請求書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（処分の制限）

第11条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格10万円以上のものとする。

（財産管理）

第12条 事業実施主体は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記第9号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の経由）

第13条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は所轄の農業事務所の長を経由するものとする。ただし、団体にあつては直接提出するものとする。

（暴力団密接関係者）

第14条 規則第17条第1項第三号の知事が定める者は、第3条第2項第二号又は第三号に該当する者（交付を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（契約等）

第15条 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、

一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 2 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（別記第10号様式）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成18年度の予算に係る交付金等から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 産地競争力強化総合推進事業等交付金等交付要綱
 - (2) 経営構造対策事業等交付金交付要綱

附 則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この通知は、平成21年5月1日から施行する。
- 3 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この通知は、平成25年6月3日から施行する。
- 5 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この通知は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和2年2月19日から施行し、令和元年度予算に係る交付金等から適用する。
- 2 この通知は、令和4年3月29日から施行し、令和3年度予算に係る交付金等から適用する。
- 3 この通知は、令和6年2月16日から施行し、令和5年度予算に係る交付金等から適用する。
- 4 この通知は、令和8年4月22日から施行し、令和8年度予算に係る交付金等から適用する。

別表 1

区 分	経 費	交 付 先	交付の種別
1 農業・食品産業強化 対策整備交付金及び 補助金	1 事業費	市町村 その他の団体	交付金、補助金 補助金
	2 附帯事務費	市町村	交付金、補助金

※ 交付の種別については、市町村に交付事務を委託する場合は交付金、市町村が事業主体の場合、市町村を経由しない場合は、補助金とする。

別表 2

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農業・食品産業強化対策整備 交付金				
(1) 産地基幹施設等支援タイプ	<p>1 事業費</p> <p>(1)強い農業づくり総合支援交付金 交付等要綱(以下「国要綱」という。) 別表1のIに基づいて行う事業に 要する経費</p> <p>(2)国要綱第4の1ただし書きによ り緊急に実施する事業に要する経 費</p>	<p>定額、定額 (6/10、11/20、1/2、4/10、 1/3、3/10、1/4、1/5以内)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する 取組は、国要綱別表2の定めるところに よるものとする。</p> <p>ただし、生産振興課所管に係る種子 乾燥施設、種子調製施設、種子消毒施設、 共同育苗施設、種子品質向上施設、 原々種・原種貯蔵施設を整備する場合に ついては65/100以内(ただし、千葉市が 事業主体の場合は1/2以内)</p> <p>また、畜産課所管に係る飼料作物関連 施設については65/100以内。</p> <p>定額 (1/2 以内)</p> <p>(国の要綱第4の1ただし書きによ り実施される事業に係る国要綱別表 1の定めによるものとする。)</p>		<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

	2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費	定額 (1/2以内)		
(2) 卸売市場等支援タイプ	1 事業費 (1) 国要綱別表1のⅡ及び卸売市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費 (2) 国要綱第4の1ただし書きにより緊急に実施する事業に要する経費 2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費	定額 (4/10、1/3以内) なお、それぞれの交付率に該当する取組は、国要綱別表2の定めるところによるものとする。 定額 (1/2、1/3 以内) (国要綱第4の1ただし書きにより実施される事業に係る国の要綱別表2の定めによるものとする。) 定額 (1/2以内)	市場法第16条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
(3) 食料システム構築支援タイプ	1 事業費 (1) 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱 (以下「国要綱」という。) 別表1のⅢに基づいて行う事業に要する経費	1/2以内 なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表1のⅢの定めるところによるものとする。		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

	(2) 国要綱第4の1ただし書きにより緊急に実施する事業に要する経費	定額 (1/2 以内) (国の要綱第4の1ただし書きにより実施される事業に係る国要綱別表1のⅢの定めによるものとする。)		
	2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費	定額 (1/2以内)		